

## 川越市市税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市税等（市税、国民健康保険税及び個人の県民税をいう。以下同じ。）に係る滞納処分の執行停止（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の7第1項の規定による滞納処分の執行を停止することをいう。以下単に「執行停止」という。）及び不納欠損処理の手続その他の適正な執行停止及び不納欠損処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

(執行停止の判定基準)

第2条 法第15条の7第1項に掲げる各号のいずれかに該当する事実があるとして執行停止しようとする場合の基準は、次の表のとおりとする。

区 分	判 定 の 基 準
(1) 法第15条の7第1項第1号 滞納処分をすることができる財産がないとき。	ア 既に差し押さえした財産及び差押えの対象となりうる財産の処分予定額が、滞納処分費及び滞納額に優先する債権額に充て残余を得る見込みがない場合 イ 差押えの対象となりうる全ての財産について換価（債権の取立てを含む。）を終えたが、なお徴収できない滞納額がある場合
(2) 法第15条の7第1項第2号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。	ア 滞納者が現に生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている場合 イ 滞納者の財産につき滞納処分の執行をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合
(3) 法第15条の7第1項第3号 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。	滞納者の住所又は居所（法人にあっては、その代表者及びその他の関係者の住所又は居所）及び滞納処分をすることができる財産がともに不明な場合

(執行停止に伴う不納欠損処理)

第3条 法第15条の7第1項の規定により執行停止した期間が3年間継続し、法第15条の7第4項の規定により市税等を納付し、又は納入する義務が消滅したときは、不納欠損処理をするものとする。（次項及び第3項に規定するときを除く。）

2 法第15条の7第1項第1号の規定により執行停止した場合において、次の各号のいずれかに該当するため市税等を徴収することができないことが明らかであるときは、法第15条の7第5項の規定により、市税等を納付し、又は納入する義務を直ち

に消滅させ、不納欠損処理をするものとする。

- (1) 相続人が不存在の場合又は全ての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人に滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納者が死亡し、滞納者の生前における財産調査において換価可能財産が判明せず、かつ、相続人においても滞納処分をすることができる財産（相続財産を含む。）を有していないとき。
- (3) 限定承認をした相続人が、その相続によって承継した市の徴収金の納付義務を負う場合において、滞納処分をすることができる相続財産がないとき。
- (4) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業をして将来事業の再開の見込みがない法人について、滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (5) 株式会社について、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生計画の認可決定があった場合で、同法第204条第1項の規定によりその会社が滞納額について免責されたとき。
- (6) 滞納者に財産がなく、かつ、現在生活困窮しており、高齢、重度の障害及び重度の疾病その他の事情により、3年間で資力の回復を図ることが困難であると認められるとき。

3 第1項による不納欠損処理をする前に法第18条第1項に規定する時効の完成により市税等の徴収権が消滅したときは、不納欠損処理をするものとする。

（執行停止の手続等）

第4条 執行停止の決定は、別に定める滞納処分執行停止決議書により行うものとする。

2 前項の決定をした後、前条第1項の規定により不納欠損処理をするものについては、その執行停止期間が3年間継続する前に、資力を確認するための財産に係る事後調査をしなければならない。

3 第2条の規定により執行停止した後3年以内に、法第15条の7第1項の各号のいずれにも該当しないことが判明した場合には、法第15条の8第1項の規定に基づき速やかにその執行停止の取消を決定しなければならない。

4 執行停止は、滞納者の申請に基づかずに、市長が職権をもって滞納処分を停止できる納税緩和措置であり、滞納者は、執行停止を受けないことについて不服申立てをすることができない。

（不納欠損処理の手続）

第5条 不納欠損処理をしようとするときは、滞納者の個別調書等の資料を添えて市長の決裁を受けなければならない。

2 前項に定める決裁により不納欠損とすることを決定したときは、川越市会計規則（平成6年規則11号）第34条の規定に基づき、当該欠損額について速やかに会計管理者に通知しなければならない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。